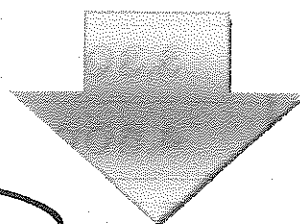


# 日常生活自立支援事業の利用料を 2019年4月1日より改定します。

これまで

援助の内容	利用料
①福祉サービスの利用援助	1回（1時間程度）1,000円
②日常的金銭管理サービス	



2019年4月1日から

援助の内容	利用料
①福祉サービスの利用援助	1回（1時間程度）1,200円
②日常的金銭管理サービス	

※書類等預かりサービスの利用料の変更はありません。

社会福祉法人 **三重県社会福祉協議会**

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

電話 059-213-1223 FAX 059-227-6618

## 利用料金表（2019年度）

☆1ヵ月あたりの利用料については下記のとおりとなります。

なお、三重県及び伊賀市から補助を受けた場合はその金額を減額します。

（※ 補助基準：預貯金200万円未満の市民税非課税者）

1ヵ月の 利用回数	1ヵ月の 利用料	三重県及び伊賀市から補助を受けた場合		
		利用料	県補助額	伊賀市補助額
1回	1,200	100	600	500
2回	2,400	200	1,200	1,000
3回	3,600	900	1,200	1,500
4回	4,800	2,100	1,200	1,500
5回	6,000	3,300	1,200	1,500
6回	7,200	4,500	1,200	1,500
7回	8,400	5,700	1,200	1,500
8回	9,600	6,900	1,200	1,500
9回	10,800	8,100	1,200	1,500
10回	12,000	9,300	1,200	1,500
11回	13,200	10,500	1,200	1,500
12回	14,400	11,700	1,200	1,500

※ 三重県の補助回数は、2020年度は1回となります。

また2021年度からは補助が廃止されます。

※ 伊賀市の補助は2020年度以降は未定です。

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

いが日常生活自立支援センター

〒518-0869 伊賀市上野中町2,976番地1

電話：0595-21-9970 FAX：0595-26-0002